

移住者向け家賃補助制度の対象を拡大

－市内事業所へ就職するために、市外から転入する人を対象に追加－

燕市では、移住者の増加を目的に、U・Iターン者や新婚世帯移住者、テレワーク移住者を対象とした家賃補助制度を平成30年度から実施してきました。令和5年度から、県内の他市町村から燕市内に所在する事業所に就職し、転入する「市内就職移住者」を新たに対象に追加します。燕市への移住をさらに促進するとともに、市内事業所における人材確保にもつなげます。

【家賃補助制度「市内就職移住者」の概要】

- 1.受付開始：4月3日（月）～ ※予算額に達し次第締切
- 2.対象：以下の条件全てに該当する人
 - ・市外から燕市へ住民登録し、市外へ転出する見込みがないこと
 - ・原則、令和5年4月1日以降に市内に所在する事業所に新たに勤務を開始する人又は市内に開業する人であること
 - ・住民登録日から1年以上の継続した勤務が見込まれること
 - ・市の移住定住施策に協力できること など※市税等に未納がある人、他の公的家賃助成を利用した人等は対象外
- 3.補助金額：(月額家賃－就業先の住宅手当等)×1/2（千円未満端数切捨）
 - ※1か月上限15,000円
 - ※1か月に満たない家賃（日割家賃）と礼金、不動産取引手数料（仲介手数料）等の初期費用は対象外
 - ※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅や親族所有の住宅は補助対象外
- 4.補助期間：最長24か月分（年1回の交付）
- 5.その他：提出書類等、詳細については市公式ホームページをご覧ください。



本件についてのお問い合わせ先
企画財政部 地域振興課：板橋、清水
電話：0256-77-8364（直通）